

09, 2. 20 広域連合議会

「後期高齢者医療の資格証明書発行に関する陳情」についての主旨説明

北海道社会保障推進協議会の吉岡恒雄でございます。

「後期高齢者医療の資格証明書発行に関する陳情」について主旨説明をさせていただきます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」によれば、「1年以上の保険料滞納者」に対して「資格証明書」の発行が明記されました。

昨年4月からスタートした後期高齢者医療制度はまもなく1年になろうとしており、今年の4月以降、お年寄りから保険証が取り上げられる事態が起きかねません。

戦前戦後を苦勞して生き抜いてきた人たちは、老後の蓄えも出来ず、不十分な年金制度で低年金や無年金・無収入の方が多世代です。

後期高齢者医療制度は、そういった無年金・無収入の人からも保険料を徴収する仕組みになっています。北海道の年金月額1万5千円以下の被保険者は、10月1日時点で75,256人いると発表されています。殆どの方が、年金以外の収入の無い方々ではないかと推察しています。

全国保険医団体連合会の調査では、普通徴収者の1割が滞納していると発表しています。朝日新聞の調査では、主要自治体だけで滞納者が約20万人と報道しています。

北海道社会保障推進協議会では、年末から年明けにかけて道内の自治体に後期高齢者医療制度の保険料滞納について調査しました。8.5割軽減で10月から約25万人の保険料徴収が半年間無くなったり、特別徴収から普通徴収に変わった人、併用徴収など調査自体が困難でしたが、それでも約60自治体で9千人以上が保険料を滞納していることがわかりました。札幌市の滞納者は、4,200人です。

4月になると、8.5割軽減の25万人は保険料の支払いが復活します。保険料の負担が増えるのは明らかです。保険料を払いたくても払えない人が増えるのではないのでしょうか。

国民健康保険で見ると、1997年に資格証明書発行が義務づけられて以降、保険料が払えない世帯から保険証を取り上げる事態がすすみました。

現在、保険料の滞納世帯は450万世帯を超え、滞納率は過去最高の20.86%、5軒に1軒が滞納しています。その滞納世帯に対して短期保険証が124万世帯に、資格証明書が33万8千世帯に交付されています。

昨年厚生労働省は子どもの無保険について始めて全国調査を行い、全国で3万3千人、北海道では950人の子どもが無保険であることが判りました。

資格証明書の発行で保険証が使えなくなると、病院にかかるときには10割の窓口負担となり、受診を手控える事態が起き、病院にかかったときには病気が進んでどうしようもないという「手遅れ死」も起きています。全日本民主医療機関連合会の調査では、2007年1年間で保険証がないために受診できず死亡に至ったケースが31件報告されています。北海道や札幌市でも手遅れ死が道新やテレビなどで報道されています。昨日の新聞・

テレビでも北海道民主医療機関連合会に加盟する医療機関で昨年1年間で保険証が無くて5人が手遅れで死亡したと報道されています。これらは氷山の一角です。

このような事態が、今後は、高齢者にも起きてくるのです。

昨年12月19日の参議院本会議で全会一致で、国保の資格証明書を15歳以下の子供には発行しないことが決まりました。

更に、小池晃参議院議員の質問主意書に対する答弁書が閣議決定され、資格証明書が発行されていても、世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じた場合に子どもに限らずに緊急的対応として短期保険者証を交付することになりました。すでに都道府県・自治体に通知がされているところです。

しかし、国は、後期高齢者医療制度については資格証明書発行の制度そのものの廃止や見直しを考えていません。

そもそも後期高齢者医療制度が始まるまで、75歳以上の高齢者からの保険証取り上げは法律で禁止されていました。お年寄りの孤独死や在宅死、介護疲れからの悲惨な事件など大きな社会問題になっています。高齢者が若い世代より多くの病気を抱えているのは、当然のことです。その高齢者から保険証を取り上げるのは、「死ぬ」と言うことと同じです。医療を受ける権利を奪う保険証の取り上げは中止すべきと考えます。

北海道社会保障推進協議会が行った自治体への調査で、6自治体が後期高齢者医療制度の資格証明書交付を申請しないと答えています。

議員のみなさまにおかれまして、本陳情を是非採択していただき、国に対して意見書を提出していただきたくお願い致します。以上、主旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。